

時事新報

第千七百七十一號

明治廿九年十二月十三日 火曜日
丁未年十月二十九日 (壬子)
入部費 七角五分
出部費 七角五分
月費 三角五分
半年 二元一角五分
全年 四元一角五分
西曆一千八百八十七年

時事新報

加奈陀太平洋線路の通したるに付き時事新報一説を

加奈陀太平洋線路の通したるに付き時事新報一説を
記し忽ちロウヤンマンノ新聞紙の答を所と爲りて様
々辨明の後ノ一記者は時事の原文と譯文とを併べて
此新聞に載りある可らずの字と云フと譯文とを併べて
云々として恰も翻譯の文字論と差向けられたるに付夫れ
は少しく誤解には非ずや敢ての字の意は云々にて必ず
恐くも敢て申す義にあらざるとして字義の返答せしに(本
月四日時事新報)昨日の又重ねて「新聞に一文と
掲げられて其大意に翻譯の當不當の如き固より論ず
るに足らず時事新報に於て英國に敢てあらざれば以て
満足す可し敢て我意を主張して自から非を遂げんと
する者にあらずとも時事新報の少しく「新聞を誤
解する者にはあらずや、時事記者の自家の就に反對者
もる可らずと自ら信する者の如し例へば最近の事件
(何と指すか之を知らず但し我輩の臆測する所の事本
れば敢て云ふを好まず)の如き時事は大に國の不
利を爲したれども吾々(「新聞」記者)尙は時事記者
の心事を以て正し其志の在る程の次第にて況して
他の點に於ては十分に其志の在る所と信するものなり
云々と我輩は此文を一讀して「新聞」記者に謝する所な
かる可らず記者は常に我輩に對するに寛大を以てして
時事の文面は兎も角も其志の正しき所をば信せらるる
よし左れば過般以來の疑團も今に至る氷解して敢て云
々の事は消して瘡なき我輩の最も満足する所と平生
是れを以て記者が我輩を信することあれば例の加奈陀
太平洋の線路云々の文章中に偶然敢ての字のありが爲
めに記者の疑を引起して特に筆勢を執らめたるは誠
に心外の事にもわれ夫れは初置き記者は我輩を評し
て自身の説に反對者なれを期するもけなりと言はれた
れども是れは何の爲りか言ふとして何事に關係するも
ざるや我輩の解する能はざる所なり其言に引續き最近
の事件云々と何分も加奈陀太平洋線路にも線な
る例の敢て云々にも關係せずして如何にも突然ある
如し若し此事件が本論に關係あることならんば其次第
と承はり度く或の承はりて答辨の叶ふ事柄もさば直に
答辨す可し叶はざる子細ならんば何と論議を差向けら
れども敢て止まる可し兎も角も時事新報が我輩上の友
誼に於て東洋に最も勢力重き英國に對し厚意の敢て云
々の至誠を以て「新聞」記者も然らざらんば我
輩の敢て云へざる所なり

○東京府令第七十號
明治二十年度區部共有金支出追加豫算常置委員會議ノ決
議ヲ經テ左ノ通定ム
明治廿九年十二月十二日 東京府知事男爵高崎五六
一 金千二百圓
○官吏發着 樺山海軍次官の一行は去る十日英國に向
け經テ出發せり
○日本郵船會社への達 大藏大臣は去る九日日本郵船
會社へ左の通り達したり(大藏省)
其社營業並資産ニ係ル收支豫算書差出方一付本年十
一月七日付第五八五號及第五八六號ハ取消ス
○郵便及電信收入 本年十一月各郵便電信局及郵便
局電信局に於て收入せる郵便電信料等の概算は郵便
收入金十九萬八千六百五圓、電信收入金五萬七千三百
十七圓あり(逓信省)
(以上本年十二月十二日官報)

○ブライアンセー將軍巴里に到る 過日巴里發の電報に
見エざる如くブライアンセー將軍の十一月十四日を以て
其任所クレモンソーフーリアンドより巴里に到着した
り將軍の豫かじめ進々人民の迎接に遇ふて迷惑せん
とを慮かり態々急行列車にて出發したるが巴里の停
車場には定めて人民の群集するならんとの恐れあるを
以て妨かて二人の馬官を伴ひて途中の停車場より下車
し玆に待ち受けたる二三の友人に向ひ緩かに寒暄の挨拶
授けたる儘直に馬車に打乗り途を急ぎて巴里の旅館に
到着し六週間程滞留する由將軍は至極壯健の様子に見
ゆれば一箇月の禁錮も其身體に害と云ふやいしや明か
なり將軍の夫人令嬢も兩三日中には到着する筈にて馬
四頭、馬車二輛も追て来るべし其到着を聞くや旅館の
早く既來訪者を以て瀟々門外は恰ながら來客を以て
隊伍を組み立たる如く各々先と争て名刺のみを通せん
どとるに夫より早朝より來り午時頃までは待たせらる
る次第にて陸軍省より將軍の旅館まで以來訪者の行列
引續きて餘人の通行もあらぬ程なり扱て將軍の直軍
人連隊會場に出席せしが諸路には人民群集して之を迎
へ中にも一隊の一兵士馬車を發して將軍の馬車を迎へ
ながら「ブライアンセー萬歳、ブライアンセー萬歳、佛國大總統
ブライアンセー萬歳、ブライアンセー萬歳」と叫
びたり又其中の一人は前頭に進みて演説をなし將軍拘
引の事に就き及ばんとせしと將軍の之を止めたり新
く諸々人民兵士歡呼喝采の中に漸く旅館まで歸りたり
といふ

○露國の盧無黨 近頃盧無黨納府に於て捕縛し居る露國
の盧無黨は自から其名をヴォルマンと唱へ居れども
同府駐露の露國公使は先年前帝アレキサンダー二世と
執し居る盧無黨と製せるレオロワツセツイナなるべ
しと信し居るよし尤も同人は會て盧無黨を視たるよし
の事のみならず前帝の暗殺された其罪は無政黨に
歸せられたる罪と以てカイベツヤに遷されたる旨と
主張する盧無黨とも、盧國の假令斯る犯罪は證明あり
も其罪の由り同人と露國へ引渡せんとならん云々と
近著の英國新聞に見えたり

○勳章與の使命 故嶋津の病危篤なるとの報東京

に至るに及んでハ薩摩藩臣の東京に在る者其新の當時
親しく公の左右に在りて懇懇と共にしたる人は實に數
き用事を徹して公の病を見舞ひし者さへありし由ある
が其節吉井次官には陛下より賜りし所の大勳位并に菊
花大綬章を公に贈る爲り處見備ふる公の邸へ行きまに
公は其日殊の外危篤にて吉井次官は面會さへ出来さ
りしが其翌日は公の容體頗る快氣に赴きしかば久し
り吉井に面會せしと公の方より望まされれば其折次官
には陛下より勳位下賜の旨を傳へしに公には固く辭し
て容易に受くる景氣あかりしが次官は豫て陛下及皇
宮に久光の事も定て辭する事ならんと御心配給ひ
し旨を語るに及んばそは甚だ勿體なき御事なりとて直
に受けたる由なり

○煉獄 過日來露國出版の儀つき續々有志家中に拘
引せらるる者の中に新潟縣の縣會議員にて當時東京
中なる鈴木木司氏以下數名の拘留一條は多分彼の秘密
出版と同時事件あるべしとの事なりしが今聞かぬに
露國事上別に出入るる犯罪の嫌疑なるべしと云へり
○高知縣知事 田邊高知縣知事は一昨日東京して銀座
一丁目の林屋に投宿せし由あり

○香港に於ける日本製マツナの景況 近來日本製マ
ツナは輸出を増加し昨十九年度は三十七萬餘圓本年一
月より七月まで五十九萬餘圓の巨額と輸出せりとの
報告ありて世人の將來に對して大に希望を屬せし處此頃
該業に關して甚だ悲む可き報告を得たり

在香我領事より外務省への報告に曰く日本製マ
ツナの當港に輸入し或は他の諸港に轉入するもの多く
は支那人又は他亞細亞人の需用に供する者にして
決して西洋人の用に供するにあらず而して支那人又
は他の亞細亞人は物價に厘毛の差異を争ひ何品に保
らす主として其廉價あると云ふれば形勢あれば日本製
マツナは如きも殆ど外國製に比して低廉なると半價
位あるより好んで之を需用し來りし者からん然るに
其種類陸續増加今日では現に日本人の手にて製
造するマツナは其種類二百種に下らずと云ふ面して
其製造方之逐日粗悪に洗れ需用人の公許至て恐く取
引人は其先を行き宜しからざるを懼れ買込方と見合
そ者多く既に從前拾八萬内外の品物現今にては拾二
萬位に下落其上取引上太だ不活潑なれば其價格も
如何なる點迄下落するや計り難きを以て本邦の製造
は隨て益々粗悪に陥り爲に急々需用を減し竟には輸
入の道と斷絶するに至るも亦知る可からず云々(二
十年十月廿八日附報告)又其後此報に曰く本邦製マ
ツナの商況は近來實に販路絶滅の秋に達せり右は
全く本邦製造人自ら招く所爲にして其製造の粗悪と
正價相混えざる商標の亂雜あるに起因したるに相
違ふ元者の如し元來本邦各地に於て該製造に従事す
る者實際其資本に乏しく徒に粗悪低價の品を製造して
奇利を貪り或は外商の依頼を受けて外國製に模倣し
に廉價を競ひ又或は模倣に依り許可を受けたる商標
を模倣して其持主の販路と名譽とを妨害し終に正統
の商標者に害毒を及ぼし以て全く此販路と絶滅せん
とせる有様と致したる者と被懲候云々(廿年十一月
十四日附報告)

抑もマツナの東洋に販路を開きたるは瑞典製成よま
て等て獨逸製は其商標を占めたるの實に今を距る十餘
年前のときより其獨逸よりレマンの首府ハンノウに
輸入するマツナ賣場は金額三十萬マルク(一マルク

凡我七十五萬)程あり
人口六七百萬にして三十萬
全國四億の人口に對して
今假りに其半額と日本にて
萬マルク(即我七百五十
近來に至りて本邦製漸く其販
於ても一箇年比輸入高凡そ
製なりと云へり然るに今果
の希望は全く地に墜ち從來
る數十萬の貴民の盡く其業
の計畫は盡く其目的を失ひ
マツナ用材の缺乏に至らん
着手せりとのと云へれば該業
に非ざるべし當業者は此際
ざる可からず其業他を以て
造を改良するに差當り各
宜合併して一會社を組織し
にして製造を防ぐも亦其一
○山陽鐵道會社近狀
したる顧問技師メツナ
英國西部鐵道會社の技師を
學識經驗にも富む老練家の
廿八日米國を経て去る一日
社技師大嶋仙藏氏と共に神
爲め出發したる由右見分の
東海道鐵道線路を實現する
陽道鐵道的全線路を踏査す
目下内閣にて同社の定款類
目下併し進められ其進びに
事ハ準備最中にて免狀下附
理の線路一帯に土功着手
十八日三十哩英汽船オム
到着し此程悉く神戸鐵道局
所へ建築中の倉庫(三百坪)
管にて已に來着の鐵具類は
兵庫縣廳にて此程縣官安
高橋太郎の四氏と臨時山陽
地の地所家賃買上げ其他
海運諸縣へ派出したり又同
目下一株(百圓)を付十五圓
達しざるが更に來年三月十
拂込むべき旨夫々通知した
○神戸電燈會社 同會社は依
矢野虎一、橋本藤右衛門、矢
り創立せるものにて資本金
集集中ありしが最早本會
に至りたるよし同社は今度
を一切東京電燈會社へ依
應岡市助氏には御屋より上
事と以て神戸電燈會社の爲
付の場所を見分し尙又電
事見と送り同氏御屋の上
商會へ注文し之を米國より
まひる都合なれば過くも本
べく急々到着の上は直に諸
るに街燈は既に神戸區會
之は暫く時續の到ると神
のみ設くる計畫あるや已に

官報

○文部省令第十三號
明治十九年(五月)文部省令第十號第九條非常勤範範學校
生徒員數表申付木縣ノ次ニ奈良縣ヲ捕入シ其生徒員數
ノ百名ト大坂府ノ生徒員數ヲ百八十名ト改ム
明治二十年十二月二十日 文部大臣子爵森有造
○逓信省告示第二百三十號
新編仁川郵便局ノ於テ來ル二十一年一月十六日ヨリ
郵便爲替及貯金事務ヲ開業ス
明治廿九年十二月十二日 逓信大臣子爵隈本武揚